

(平成21年9月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年9月まで

国民年金には、私の夫が役場に出向いたときに国民年金に加入するよう勧められ、その時に加入すると過去の保険料もさかのぼって納付することができる旨の話を聞き、夫婦で加入し、さかのぼって保険料を納付した。何回かに分けて納付したと思うが、これまでの保険料をすべて納付したはずなので、途中で未納期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後は、申立期間を除き、20歳到達時から国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和47年5月に44年6月から申立期間直前の45年6月までの保険料を納付していることが被保険者台帳で確認でき、払出時期から第1回目の特例納付及び過年度納付により納付していたことが推認できるとともに、その時点では申立期間も過年度納付が可能であったことから、申立期間の3か月分のみ保険料を過年度納付しないのは不自然であり、申立期間の国民年金保険料を併せて過年度納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から同年9月まで

国民年金には、役場に出向いたときに国民年金に加入するよう勧められ、その時に加入すると過去の保険料もさかのぼって納付することができる旨の話聞き、夫婦で加入し、さかのぼって保険料を納付した。何回かに分けて納付したと思うが、これまでの保険料をすべて納付したはずなので、途中で未納期間があることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後は、申立期間を除き、20歳到達時から国民年金保険料をすべて納付しており、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和47年5月に41年7月から申立期間直前の45年6月までの保険料を納付していることが被保険者台帳で確認でき、払出時期から第1回目の特例納付及び過年度納付により納付していたことが推認できるとともに、その時点では申立期間も過年度納付が可能であったことから、申立期間の3か月分のみ保険料を過年度納付しないのは不自然であり、申立期間の国民年金保険料を併せて過年度納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会の結果、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

昭和40年10月に夫と婚姻し、それまでは国民年金制度を知らなかったが、婚姻以降に町役場の方が国民年金に加入するように勧誘に来たため加入した。当時のことはあまりはっきりとは覚えていないが、夫について、婚姻前に未納期間があり、その期間の保険料をさかのぼって納付したことを覚えている。私の保険料も夫と同じように納付しており、まとめて納付したことはあるが、未納期間は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした後に、加入手続以前の保険料を過年度納付していることが確認できる上、申立人及びその夫には、申立期間以外に未納期間は無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人及びその夫は、共に、昭和42年度保険料について、免除を受けているが、これについて夫婦共に昭和50年12月に追納したことが確認できる上、申立人の夫の37年3月から41年3月までの保険料についても同じく50年12月に特例納付していることが確認できることから、申立人についても申立期間に係る保険料を同時期に特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち①、②、③、④、⑤及び⑥の期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA県教育委員会事務局B出張所（現在は、A県教育委員会事務局C教育事務所）における記録を、i）申立期間①、②及び③については、資格取得日を昭和53年2月19日、資格喪失日を同年5月27日、ii）申立期間④及び⑤については、資格取得日を同年6月5日、資格喪失日を同年10月3日、iii）申立期間⑥については、資格取得日を同年11月19日、資格喪失日を54年4月1日とし、申立期間①、②、③及び⑥の標準報酬月額を11万円、申立期間④及び⑤の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年2月19日から同年3月31日まで
② 昭和53年4月1日から同年4月30日まで
③ 昭和53年5月1日から同年5月26日まで
④ 昭和53年6月5日から同年7月23日まで
⑤ 昭和53年7月24日から同年10月2日まで
⑥ 昭和53年11月19日から54年3月31日まで
⑦ 平成6年9月12日から同年10月17日まで
⑧ 平成6年10月18日から同年11月11日まで

厚生年金保険被保険者期間照会の結果、申立期間について厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。

昭和52年4月まで県外の公立学校の正規教員として勤務した後、実家のあるA県に帰り、同年5月から平成6年までB市内の市立中学校で講師として勤務した。

申立期間以外は、A県教育委員会事務局B出張所において、厚生年金保険に加入しているのに、申立期間のみ厚生年金保険に加入していないことに納

得できない。

申立期間①、②及び③の期間はD中学校、④及び⑤の期間はE中学校、⑥の期間はF中学校、⑦及び⑧の期間はG中学校において、講師として勤務しており、このことを証明するものとして、A県教育委員会発行の「履歴書」があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の期間については、A県教育委員会発行の「履歴書」から、申立人が、申立期間①、②及び③はB市立D中学校、申立期間④及び⑤は同E中学校、申立期間⑥は同F中学校において、それぞれ講師として勤務していたことが確認できる。

また、申立人のA県教育委員会事務局B出張所における社会保険庁の記録は、申立期間及びH中学校で勤務していた昭和58年5月24日から同年7月20日までの期間を除き、A県教育委員会発行の「履歴書」と一致していることが確認できる。

さらに、昭和53年1月1日から54年3月31日までの期間にA県教育委員会事務局B出張所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している103人のうち、99人が申立人と同じ講師として採用された者であることが確認できる。これら99人のうち、同教育委員会から提出された任用歴と社会保険庁の記録により、同一学校での採用期間が6か月未満である加入記録が確認できる37人についてみると、32人は、同教育委員会から提出された任用歴と社会保険庁の記録が一致していることが確認できるが、他の5人については、厚生年金保険法上の厚生年金保険への加入手続をしなければならぬ条件を満たしていないなど、それぞれ同教育委員会から提出された任用歴と社会保険庁の記録が一致していない合理的な理由が認められるものの、申立人については、申立期間①、②、③、④及び⑤は、産休代替講師として勤務していることから、ある程度の勤務期間が定められていたと推認でき、申立期間⑥は、発令時に5か月間の辞令が交付されていることから、当該5人の同僚と異なり、健康保険厚生年金保険に加入させなければならない条件を満たしていたと推認できる。

加えて、事業主は健康保険厚生年金保険の取扱いについて、「申立期間当時、被保険者個人の都合で加入させない取扱いはしていなかった。法令に基づき、厚生年金保険に加入しなければならない条件を満たしている者は、すべて被保険者資格を取得し、保険料についても給与から控除していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと判断

することが妥当である。

また、A県教育委員会事務局B出張所における申立人の申立期間以外の記録及び同事業所で厚生年金保険加入記録がある同僚の記録から、同事業所においては、辞令交付が数回にわたっていても、同一学校に継続して勤務していた期間は、一つの厚生年金保険の被保険者期間として同保険に加入させているものと推認できることから、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、同一学校における継続した勤務期間ごとに、i) 申立期間①、②及び③については、資格取得日を昭和53年2月19日、資格喪失日を同年5月27日、ii) 申立期間④及び⑤については、資格取得日を同年6月5日、資格喪失日を同年10月3日、iii) 申立期間⑥については、資格取得日を同年11月19日、資格喪失日を54年4月1日とすることが妥当であり、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA県教育委員会事務局B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の52年12月26日の資格喪失時の記録、同被保険者原票における同じ勤務形態の同僚の記録及びA県教育委員会発行の「履歴書」に記載されている号俸から、申立期間①、②、③及び⑥の標準報酬月額を11万円、申立期間④及び⑤の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「関連資料は保存期限を超過しているため不明であるが、申立人は、申立期間に関し、厚生年金保険に加入させなければならない者に該当しており、申立人の給与から同保険料を控除しながら、納付していなかったという状態は考え難い。」と供述しているが、社会保険事務所が保管するA県教育委員会事務局B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和53年1月1日から54年3月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の資格喪失届も提出されなければならないところ、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の期間については、その機会が6回あるにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届け出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、これら申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間⑦及び⑧については、A県教育委員会発行の「履歴書」により、申立人がB市立G中学校において、講師として勤務していたことが確認できるが、当該期間は、通算しても2か月に満たないことから、厚生年金

保険法に定める「2か月以内の期間を定めて使用される者は厚生年金保険の被保険者としなない。」場合に該当し、申立期間⑦及び⑧当時のA県教育委員会事務局の社会保険事務担当者も「申立期間⑦及び⑧当時、2か月以内の期間採用の講師に関しては、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間⑦及び⑧を含む平成6年3月29日から20年3月31日までの期間、国民健康保険に加入し、平成6年度の同保険料については、平成6年7月7日に1年分を一括納付していることが確認できる。

加えて、社会保険庁の管理する記録において、平成6年4月1日から同年12月31日までの期間に、A県教育委員会事務局C教育事務所において、厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い上、申立人が申立期間⑦及び⑧において、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間⑦及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ事業主は、申立人が昭和40年11月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていないことが認められることから、申立人の申立てに係る事業所の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和40年11月30日)及び資格取得日(昭和43年2月1日)を取消し、申立期間の標準報酬月額を、40年11月から41年9月までは1万2,000円、同年10月から42年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から43年1月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月30日から43年2月1日まで
有限会社A(現在は、A株式会社)に入社してから現在まで、退職することなく勤務しているのに申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。
A株式会社が保管する申立期間中の書類の中にも「健康保険被保険証番号*番 B氏」という記載があるものが残っており、健康保険だけ加入して、厚生年金保険に加入していないということは考えられないので、厚生年金保険記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の主張及びA株式会社の取締役の供述から、申立人は、同社において、昭和37年6月に入社して以来、申立期間を含めて現在まで継続して勤務していることが認められる。

一方、社会保険事務所が保管する申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和40年11月30日に喪失し、43年2月1日に再取得しているところ、申立人の被保険者資格の喪失及び再取得の記録が、同年3月8日に一括して社会保険業務センターへ進達されたことが確認できる。

また、A株式会社から提出された同社における昭和38年から59年までの期間の「社会保険関係提出書類控え綴り」を見ると、申立人が43年2月1日に健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる資格取得届の控えがあるが、同社は、この書類に関して、「当時、申立人から保険証を無くしたとの申出があり、保険証再発行用の書類を提出すべきところ、誤って資格取得届を提出してしまったと思う。」と供述しており、このことを裏付ける資料として、同時期の提出書類控えの中に申立人が保険証を紛失した旨の記載がある「健康保険被保険者証更新・被扶養者認定/保険証再交付申請・被保険者連名簿」が綴られており、同名簿から、申立人が保険証を紛失していることが確認できる。

さらに、前述の「社会保険関係提出書類控え綴り」には、社会保険事務所の受付又は確認印が押された申立人に係る昭和41年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届決定通知書、42年の同通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更確認通知書の控えが確認できることから、申立期間当時、A株式会社は、申立人が健康保険厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているとの認識は無かったと推認できる上、同通知書に氏名が確認できる他の同僚の健康保険厚生年金保険被保険原票及び社会保険庁のオンライン記録は、上記各通知書どおりであることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が同保険の被保険者資格を喪失したとされている昭和40年11月30日前後の同年9月1日及び41年1月1日に同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚二人について見ると、同社が同年8月に提出した健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届決定通知書に当該同僚二人の氏名の記載が無いことから、社会保険事務所は同社に対し、同年10月に、当該同僚二人に関し、「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額算定漏れの疑いについて」と題する文書を送付し、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は被保険者資格の喪失届を提出するように通知しており、これを受けて、同社は、同年11月に当該同僚二人の被保険者資格の喪失届を提出していることが確認できるところ、仮に、申立人が40年11月30日に被保険者資格を喪失しているのであれば、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届に関し、社会保険事務所は申立人の在籍の有無を確認するものと推認できるが、上記文書には、申立人に係る記載は無く、同社から提出された「社会保険関係提出書類控え綴り」にも関連資料は無い上、同社も上記文書を受け取った時点で、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格の喪失届を提出するものと考えられるところ、申立人が被保険者資格を喪失したことが確認できる喪失届の控えは無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、社会保険事務所は申立人に係る適切な記録管理を行っていなかったものと推認でき、申立人について、昭和

40年11月30日に資格喪失し、43年2月1日に資格取得した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る社会保険事務所の記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社が保管している昭和40年から42年までの、社会保険事務所の受付印、確認印が押されている健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更確認通知書の控えから、40年11月から41年9月までは1万2,000円、同年10月から42年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から43年1月までは2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 44 年 7 月までの期間、49 年 6 月から 52 年 7 月までの期間及び 53 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 44 年 7 月まで
② 昭和 49 年 6 月から 52 年 7 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納付できない。

申立期間当時の国民年金保険料の納付状況については、母親が、時には私自身が、自治会長をしていた地元のたばこ屋へ税金等と一緒に国民年金保険料を持参して預けていたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、国民年金被保険者資格取得日は、同年 2 月 1 日とされていた（現在は、厚生年金保険被保険者期間との統合処理が行われたため、国民年金被保険者資格取得日は 53 年 4 月 21 日に変更されている。）ことから、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間③については、上記国民年金手帳記号番号の払出時点では、保険料を納付することが可能な時期であったものの、申立期間③の前後は、未加入期間、申請免除期間及び未納期間であることから、国民年金保険料の納付された形跡が見当たらない上、申立期間全体を通して国民年金保険料の納付に参与していたとする申立人の母親は既に亡くなっているため、国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間について、申立人及び申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から35年10月1日まで
② 昭和40年10月1日から41年10月1日まで
③ 昭和46年11月1日から47年8月1日まで
④ 昭和56年10月1日から60年10月1日まで
⑤ 昭和60年10月1日から平成元年12月1日まで
⑥ 平成元年12月1日から5年4月1日まで

昭和28年5月から平成5年3月まで株式会社A銀行で勤務していたが、同銀行における年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③の期間が、それぞれ前年又は前月の標準報酬月額より低くなっている。

また、申立期間④、⑤及び⑥の期間は、長期間にわたり、同一の標準報酬月額が続いている。

株式会社A銀行においては、毎年一回、必ず昇給があったことから標準報酬月額が前年より下がることは無く、同額の標準報酬月額が長期間続くことは、同銀行の給与体系からは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出のあった株式会社A銀行の職員台帳の写し（職歴表）及び同銀行から提出のあった職員台帳の写し（事務歴、職歴表）の記録により、申立人の同銀行における本俸は、申立人の主張どおり、すべての申立期間を含めて、毎年昇給していることが確認できる。

しかし、厚生年金保険法第20条において、標準報酬月額の決定方法について「その決定の方法として報酬は、賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他どのような名称であっても、被保険者が労働の対償として受けるもの

すべてを含み、4月、5月、6月（平成14年以前は5月、6月、7月）の3か月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分に当てはめる。」と規定されているところ、株式会社A銀行人事部は、「職員の給与は、本給に職務手当、家族手当、時間外手当、宿直手当、通勤手当等が加算されて支給される。職務手当や家族手当は大きな変動は無いと思われるが、時間外手当、宿直手当は勤務の実績によって大きく変動することから、それに伴い毎月の総支給額が大きく変わることもあり、その結果、標準報酬月額も上下する。標準報酬月額については、本人に周知している。」と供述している。

また、株式会社A銀行から提出のあった職員台帳の写し（事務歴、職歴表）の記録を見ると、申立人が標準報酬月額に誤りがあると主張している、申立期間①は同銀行B支店において、申立期間②は同銀行C支店において、申立期間③は同銀行D支店において、それぞれ勤務していることが確認できるが、同銀行から提出された各支店の従業員名簿において、氏名の確認できる同僚のうち供述を得られた同僚は、「申立期間当時から給与は本社で一括して管理していた。」、「時間外勤務により給与の総支給額は増減していた。」と供述しているところ、申立期間①については、同銀行B支店の名簿で氏名の確認できる同僚10人中、社会保険庁の管理する記録が確認できた9人のうち4人、申立期間②については、同銀行C支店の名簿で氏名の確認できる同僚31人中、社会保険庁の管理する記録が確認できた12人のうち2人、申立期間③については、同銀行D支店の名簿で氏名の確認できる同僚14人中、社会保険庁の管理する記録が確認できた6人のうち2人が、それぞれ、申立期間において、標準報酬月額が前年よりも下がっていることが確認できる上、当該記録は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の記録とも一致している。

さらに、申立人の株式会社A銀行への入社時から昭和61年10月1日までの期間について、社会保険庁の管理するオンライン記録と社会保険事務所が保管する同銀行における申立人の厚生年金保険の被保険者名簿及び同原票の標準報酬月額の記録は一致している上、社会保険事務所における処理に不自然な点は見当たらない。

これらから判断すると、株式会社A銀行においては、申立人を含む従業員の給与及び総報酬に基づく標準報酬月額については、適正に管理されていたものと推認できる。

加えて、申立期間①、②及び③の期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

2 申立人は、申立期間④、⑤及び⑥については、それぞれ、長期間にわたり同一の標準報酬月額が続いているが、このようなことは株式会社A銀行

給与体系からは考えられないと主張している。

しかし、申立人の株式会社A銀行における申立期間④、⑤及び⑥の標準報酬月額について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁の管理する記録を見ると、申立期間④は「41万円（当時35級）」、申立期間⑤は「47万円（当時31級）」、申立期間⑥は「53万円（当時30級）」であるところ、当該各期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法第20条に規定するそれぞれの期間における標準報酬月額の上限であることが確認できる。

- 3 また、株式会社A銀行は、「申立期間当時の報酬月額等に関する資料は保存年限の経過により保存していない。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険料控除に関する関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づくすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人が主張する標準報酬月額に基づく、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 31 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無いとの回答であった。

株式会社A時計店に勤務していたときの厚生年金保険の記録が、申立期間当時、一緒に働いていた同僚にはあるが、私にだけ記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、株式会社A時計店で同僚と一緒に撮影された写真を提出し、「同社では、高校を卒業した昭和 37 年 4 月 1 日から 39 年 10 月 31 日までの期間、販売員として勤務していた。」と主張し、同社で勤務していた複数の同僚も「申立人は同社で販売員として勤務していた。」と供述していたが、申立人が同社を退職後に勤務していたB市C共済組合（現在は、D共済組合）に申立人が提出している「履歴書（39 年 10 月 27 日現在）」には、「37 年 4 月に株式会社A時計店入社。38 年 2 月に家事都合により退社。」との記載がある上、同社において、同年 6 月及び 39 年 3 月に同保険被保険者資格を取得している同僚二人は「申立人のことを知らない。」と供述していることから、申立人も「正社員として同社に勤務していたのは 38 年 2 月までだったかもしれない。」と主張を変更していることから判断すると、申立人が、37 年 4 月から 38 年 2 月までの期間、同社において勤務していたことは認められる。

一方、申立期間当時の株式会社A時計店の事務担当者は、「申立期間当時は、私が同社の社会保険事務手を担当していた。同社に見習期間は無く、

全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述し、当該事務担当者の後任の担当者も「正社員で入社した者は、全員、厚生年金保険に加入していた。」と供述しているが、申立人に紹介されて同社で働くようになったと供述している健康保険番号*番の同僚は、「昭和 37 年 11 月ころに入社したが、入社したときに健康保険証を受け取った記憶は無い。また、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは、わからない。」と供述している上、当該同僚については、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同年 11 月 1 日に同保険被保険者資格を取得しているが、当該記録は、39 年 6 月 20 日付けで 38 年 6 月 1 日から 37 年 11 月 1 日に訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、同社では、同保険被保険者資格の取得手続について、必ずしも入社と同時期に行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する株式会社A時計店の申立期間及び申立期間前後の昭和 35 年 3 月 1 日から 40 年 6 月 1 日までの期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難い。

これらのことから判断すると、株式会社A時計店は、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日に入社した際に健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っておらず、その後、申立人の次に同社に入社した健康保険番号*番の同僚の同保険被保険者資格取得手続を行った 38 年 6 月 1 日時点では、申立人は既に同社を退職していたことから、申立人の同保険被保険者資格の取得（及び喪失）手続を行わなかったものと推認できる上、申立期間当時、従業員が 10 人程度存在する事業所において、申立人及び申立人の次に入社した同僚の 2 人の給与から厚生年金保険料を控除しているにもかかわらず届出を失念するとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、株式会社A時計店は既に適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 2 日から 49 年 4 月 1 日まで

学校職員を退職した昭和 46 年 7 月から、A汽船株式会社に入社した 49 年 4 月までの期間は、B 県 C 市の D 工業有限会社に在籍し、同市にある E 造船株式会社 C 工場内の現場で主に清掃等の業務についていた。当該期間については給与から保険料を控除されていた記憶があるため、D 工業有限会社の厚生年金保険被保険者期間に訂正されるべきである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、D 工業有限会社において^{とび}薦職の責任者を務めていた者を記憶しているほか、申立期間当時の同僚として氏名を記憶していた者についても、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に当該事業所の厚生年金保険被保険者となっている者の中に同姓同名の者が確認できること等から、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことはいうかがえる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、D 工業有限会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 12 月 1 日となっていることから、申立期間のうち、46 年 7 月 1 日から 47 年 11 月 30 日までの期間は当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、社会保険事務所が保管する D 工業有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において、当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者のうち、調査に協力が得られた 12 人全員が申立人を記憶していないことから、申立人に係る申立期間当時の事情は確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する D 工業有限会社の健康保険厚生年金保

険被保険者原票には、申立期間当時、申立人が当該事業所において同じ業務をしていたとする同僚の記録は確認できない上、当該事業所において^{とび}鳶職の責任者を務めていた者も、「当該事業所は従業員全員を社会保険に加入させてはいなかった。」旨の供述をしていることから、申立期間当時、当該事業所には、従業員の一部を社会保険に加入させない処遇が存在していたことがうかがえる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管するD工業有限会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号の欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

また、D工業有限会社は、昭和 62 年 5 月 21 日付けで解散し、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから申立期間当時の事情は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。